

批評・紹介

堀敏一著

中國古代の身分制——良と賤

山根清志

(1)

著者によれば、さきに、基本的生産手段である土地を媒介として中國の古代國家がいかに人民を支配したか、に最大の關心を置いて舊著『均田制の研究』（一九七五年）を公にしたが、さらに、國家が人民を直接掌握し支配するための人民編成の方式（編戶制・身分制）を考察することを課題として、その中の、身分制の研究に關わるものをまとめたのが本書である（あとがき）。

すなわち、「本書で『身分』というのは、近代以前の諸國家に共通するところであろうが、國家の支配體制のなかに置いて、法によつて設定され規定されて固定した社會的地位を指している」と身分概念を指定したうえで、「本書の課題を具體的にいえば、副題にも示したように、中國古代において良民と賤民、あるいは良人と賤人などとよばれる身分を、歴史形成的にとりあげようとするものである」し、しかも皇帝の人民にたいする支配を第一義とする専制國家であることからして、「本書での主題はそのような皇帝支配體制を表徴する國家的身分なのである」とされる（序章・三頁）。

こうした課題ないし主題設定のもとに、本書がカバーする時代は中國歴史時代の初期（殷・西周時代）から下つて隋唐にまで及び、文字通り、中國古代の身分制¹⁾が、著者にしめてはじめて一貫した論理において論ぜられることとなった。これ自體、劃期的なことといふべきであろう。今や、中國古代の身分制²⁾を論ずるにあつては、區區たる個別實證にとどまらず新たないかなる眺望俯瞰の論理を對置し實證しうるかが課題とされる段階に立ち到つたと考えられるからである。

しかも、「本書に収めた文章は、近年の日本學界の動向にふかく關わっている」と著者みずからいわれ（あとがき）、また、本書末尾に附せられた参考文献目錄ものがたるように、學界動向を反映した、一面ですぐれて論争的な書であると同時に、もう一面では、その論争性の背後に、あたかも敬虔な感すら讀者に與えるほどの目配りで、およそ能うかぎりの先行業績がふまえられているのである。そうした意味において、まぎれもなく本書は、日本學界の「中國古代の身分制」研究が到達した現水準を最も體系的・集約的に體現し、かつ今後をリードする勞作である、といつてよいであろう。

ちなみにいえば、本書中、論争にあたつての個別論點の多くが、本文の流れをできるだけスムーズにしようという著者の配慮から註の方へまわされており、したがつて註が單なる註であるにとどまらなくて、しばしば本文と同様、讀者に知的緊張をせまる内容で充實しているのも、また本書の特徴であるように思われる。

さて、著者の「中國古代の身分制」研究は六七年の「均田制と良賤制」³⁾にはじまるが、今回収載されている個別論文の發表年次からしても、學界動向等を反映して舊稿に施された加筆・修正のあり方

からしても、本書はまさしく今日の業績と呼ぶにふさわしい。本書は、八二〇八七年發表の舊稿に加筆・修正を加えてなった序・第二・三・四・六・七章と、新稿の第一・五・八章とで構成されている。その篇・章名は左掲の通りである。

序章 日本における中國古代身分分制研究の動向と本書の構成

第一篇 奴隸制の展開と良賤制

第一章 中國における奴隸制の起源

第二章 中國における良賤身分分制の成立過程

第二篇 秦漢時代の諸身分

第三章 雲夢秦簡にみえる奴隸身分

第四章 漢代の七科謫身分とその起源——商人身分その他

第五章 漢代の良家について

第三篇 六朝隋唐の新身分

第六章 部曲・客女身分成立の前提——六朝期隸屬民の諸形態

第七章 北朝雜戶制の再考察

第八章 隋唐の部曲・客女身分をめぐる諸問題

参考文献目録

あとがき

以下、これにそつて、本書の紹介と若干の批評をおこなつてみたい。

(2)

まづ序章では、前述した身分概念の指定にはじまり、本書の課題・主題が、「近年の日本學界の動向にふかく關わ」らせて提示される。著者は、日本における中國古代の身分分制研究の發達を、第一

の、法制史的・制度史的研究の段階、第二の、經濟史的研究、あるいは生産關係や社會構成にかかわる研究の段階、第三の、身分と階級との關係という問題提起を含む最近の研究の段階、に分けて研究史を整理され、自己の身分分制研究の研究史的位づけについては、西嶋定生「中國古代奴婢制の再考察——その階級的性格と身分的性格」(六三年)にはじまる第三の段階に位づけられる。すなわち、一方で良賤身分が中國の皇帝支配下の國家身分であることを研究史的に確認しつつ、しかももう一方で、その前提に奴隸制その他の隸屬關係の發展があつたことを明確にしておく必要があると強調される。中國古代の身分分制をこうした二方面から考察するのが、本書に一貫する分析視角の方法論であるといつてよい。

かくして第一章では、先秦時代を主として、皇帝支配下の國家身分の出現に先立つところの、中國における初期奴隸制の展開と、それに關連して、初期民衆について述べられる。著者によればまず、殷周時代をめぐる奴隸制に關して多くの業績がある中國の學界の論議のなから、「中國歴史の初期の段階に、相當長期にわたつて氏族・宗族あるいは共同體といつてよさうなものが存在するであろうこと、それとならんで單身もしくは家族もちの奴隸もすでに生まれてゐることが明らかになつた」(二一頁)と認識され、次いで以下のように行論する。すなわち、殷代卜辭に衆・衆人の語、および臣・妾・僕・奚・畀等の語がみとめられるが、衆・衆人とは、「原始民主政」の段階たる殷代において、なお王と一體化した關係にある王朝中核の諸氏族集團の氏族員であつて、後の周代の庶人にあたり、臣・妾……とは、本來王室の雑多な仕事にたずさわる家内奴隸であり、そのうち臣・妾はさらに家臣や妻妾を指すようになる

とともに、やがてのちに僕とならんで奴隸一般を指す名稱にもなっていた。ただし、殷代の衆・衆人から周代の庶人・庶民への移行には原始共同體の變質が介在し、かつて王朝の中核をなす諸氏族集團の氏族員であった衆・衆人は、もはや氏族（宗族）團體をもつことを公認されず（集落における共同體規制は存在する）、「夫」を單位に一人々々名簿を通して掌握・收奪される、明らかに被支配階級たる庶人となった。およそ先秦で支配階級のみが姓をもち、庶人は姓をもたないのはこのゆえである——と。

さらに、中國初期奴隸の來源については、現代中國の多くの學者がそれを戰爭の俘虜にもとめるのに對し、著者は戰爭の俘虜・被征服者と犯罪による處刑者にあったとして、刑罰による奴隸の使役が戰國期に始まるとする叔山明氏に對しても異をとる。

とはいえ、著者によれば、當時の社會の中核を形づくる人々の間に族の結合や共同體規制が存在したことから、中國の初期奴隸は全體的に少數で、それらはしかも王室・貴族に卓越的に集中されて存在したのであり、奴隸制が社會的に一定の展開を示すのは、共同體の分解によって、共同體員のなかから身賣りや債務による奴隸が生じ、民間にひろく私的な奴隸制が展開するにいたる新しい段階でのことだとされる。すなわち、購入奴隸制は貨幣經濟のさかんになる戰國期以後劃期的な發展をみたするのが一般的な見解であるが、著者は、人身賣買の出現そのものは春秋末さらに西周時期にまで溯りうるとする一方、庶人賣買禁止の法に關しては秦以來の存在を推定する。そして、新しい段階にはいつて以後、中國での日常的な奴隸の増大は主として債務關係による場合が多かったのではないかとの認識にもとづき、購入奴隸・債務奴隸が漢代以降なおしばらくは

増大したであろうとの見通しを述べる。

第二章では、舊稿「均田制と良賤制」にあつては、當面の身分制が皇帝支配に關係あることを考へて先秦時代に言及することが少なかったとの反省に立ち、先秦時代の身分制はどのようなものであつて、どのようにして秦漢以降の身分制に接合するのか、等といった論點を加えながら、改めて中國古代における良・賤の觀念をたどり、法律上で良奴・良賤の身分制度が成立してくる過程を考察する。

著者は、すでに第一章で、西周時代に士以上の支配階級と、被支配階級としての庶人と、さらに奴隸としての臣・妾・僕等との間に、身分の別が存在したことを推測した。ここではまず最初に、身分制に關して體系的な敘述がはじめてあらわれる春秋時代をとりあげ、春秋時代にあつては、王（天子）・公（諸侯）・卿・大夫・士の支配階級と、被支配階級としての庶人・工商と、さらに下層の卑隸・隸圉等との間に、身分の別が存在したことを見出す。支配階級の階層秩序における前代からの繼續性に對し、『平民』には新たに工商が加わり、しかも秦漢と異なつてそれが庶人と並記されて現われるのが注目されるが、著者はこれを、「先秦時代においては、庶人といえはもっぱら農民を指し、商工業者はそのなかに入れられなかったことを示している」とし、「おそらく社會的分業の發展にともなつて、手工業者・商人が農民よりおくれで現われたこと、初期の手工業者・商人が官に專屬する特殊な身分で、一般の農民とは別に管理されていたこと」に起因するのではないかという（九四〜五頁）。また、庶人・工商より下位にランクされている卑隸・隸圉等の諸身分については、大部分が官の勞役に任ずる特殊な下層身分であり、役割の面で雲夢睡虎地秦簡にあらわれる戰國・秦代の隸臣妾

と類似しているとし、かかる身分の再生産される根拠を、春秋時代が「後世のように胥吏の採用や一般庶民からの職役徵集が充分發達しない段階」(二〇〇頁)であったことに求める。なおこのほかに、まだ具體的な考察は足りないと思われるものの、私家の奴隸と考えられる人臣・人妾等の存在についても指摘されている。

次いで、秦漢の身分制が考察の対象となるが、著者によればそれは、西周「封建」制以來の支配層の階層秩序と身分制とが戰國以後崩壊・消滅していき、君主權力の一元的な支配の下に統一された國家の法と新しい身分制(國家身分)としてあらわれたものである。

一體、秦漢のうち漢代の身分制についてはこれまでに明らかにされており、従来それを、尾形勇氏にしたがって、庶民奴婢制(庶奴制)とよんでいた。今回雲夢秦簡の發見による知見を加えた著者の考察の結果、その身分制は秦代につくられ、漢はそれを受けついでことが明らかになったのである。異なるところは、秦という時代の過渡的性格から、秦律における奴隸は人奴・人臣・人妾・臣妾等、殷周以來の傳統的な呼稱を繼いでいて、未だ漢代以後の奴婢という法的名稱が出現しておらず、且つ奴隸と刑徒との境も分明でなかったことが挙げられる。

かくして秦漢の身分體系は官―庶―奴(臣妾)として表示されるのであるが、一方でこれは、春秋時代における士以上の身分―庶人・工商―人臣・隸圉といった體系と連續面をもちつつも、しかし他方、中央集權國家の成立によって、春秋以前と秦漢時代との間には大きな違いが生じているという。すなわち、天子(王)・諸侯(公)・卿・大夫・士という支配層内身分階層制の解消と、官・庶の間の流動性(ここから、最も嚴重な身分差は奴婢とそれ以外との

間にあったというべきとする)、および工商等が漢代では一應庶人のなかに數えられるようになる點が指摘される。しかしなお眞に庶人が一本化されていたとは言いがたく、何よりも官となる資格を剝奪されるかたちで商人ははじめ七科誼の身分が庶人の下層にあったことから、總じて官・庶の間の流動性の不徹底が、「皇帝の下に一元化された民の身分――次代で良人・良民とよぶような身分の成立を妨げていた」(二〇九頁)とするのである。

漢代、良人・良民とよぶような身分の成立は妨げられていたが、それでは一體、良・賤の觀念はどのような内容で推移していったのか、次いで著者の行論の及ぶのがこれである。もとより良人・良民の語が漢代になかったのではない。いな、良・良人・良家の語というのであればさらに先秦時代まで溯りうる。しかるに、先秦時代の良・良人・良家の語は、一部のすぐれた人々、上層階級、夫婦間の呼稱等として用いられ、一方漢代の良人・良民の語は、盜賊・囚徒・邪人・奴婢等に對置せられた善人の意味で用いられている。

「はじめ一部の、特定の人を指した良人の語が、一般の人々を指すように對象をひろげてくる……。皇帝權力が成立しないうちは、人民全體を良とみる觀念は生まれようがなかったのであり、皇帝權力が成立してくるにともなつて、善良なる人民という觀念がひろがつた」(二二〇頁)が、官・庶の一元化を妨げた條件が漢代になお統一された法的身分としての良民身分を成立させず、却つて良民・良人の法律上の身分は「庶人」であった、とする。なお、右の如き良觀念の歴史的展開とくらべて、賤觀念のばあいには、「賤人・賤民の語がなかったわけではないが、それは一般に貴に對する賤という相對的な意味で用いられ、その指すところは一定していないかっ

た」「このような賤の語が、のちの賤人という身分用語に定着していく過程は、残念ながらいまのところ、良人の語のようによくわからない」（一三三、一三六頁）という。

こうした前述の著者の行論の流れからして、漢代の官・庶の一元化を妨げた條件が解消されるにしがたい、次の三國時代以降、いずれの時期かはあれ、庶人に代わる良人の法的身分化が必然事であると認識される。この件につき、當初著者は後漢末・三國頃を劃期であるとしていたが（舊説）、今回の本書では、「良人・良民の語が法制的な身分を指す語になるためには、漢代とちがった新しい法が制定されなければならないと考えるので、……魏律の制定をみた三國期を劃期と考えたい」（一三九頁）として舊説を修正した。そして、良・奴身分制の成立期を北魏の均田制成立期に重なる尾形説に對して、土地制度との關係からみても良奴制が魏晉の時代に成立してはおかしいし、良賤の身分制さえ、延昌二（五一三）年の「定奴良之制」以前からあったとみるのが自然である、と主張されている。

以上、第一篇を成す第一・二章についてやや詳しく紹介してみた。殷周・魏晉南北朝時代というスパンで身分制展開の基本的構圖を描いたものが、ほかならぬこの兩章であるともめたからである。こうした關係からみれば、これから紹介しようとする第二篇の第三・四・五章は、右の如き基本的構圖を障礙なく描くために、なお論及しておかねばならない個別的課題について論じたものであるように見受けられる。

第三章で著者がとりあげるのは、雲夢秦簡にみえる奴隸身分に關してである。まず、臣・妾、人奴・人臣・人妾等として秦簡にみえ

る私家奴隸について、それらがすでに國家身分であったことを詳細にわたって明らかにし、なお秦律の時代は、「奴隸主の自力救済の時代が去って、公權力がいっさいを處理する段階になった」（一六〇～一六一頁）時代であると同時に、「主人權・親權の上におよぶ長老の權力と國家の權力とが競合關係にあり、そのなからやがて國家の權力が強化されていって、奴隸主・家父を統一的に支配する方向をたどるのであらう」（一六七頁）過渡期に位置していたという。次いで、殘存秦簡にみえる諸刑の中、なかでも城旦舂とならんで壓倒的に多い隸臣妾について、その性格と歴史的意義を問う。もとより隸臣妾は刑罰の名稱であり、またその刑に處せられた刑徒を指したが、著者の理解によれば、さらにそれは、春秋時代の隸・皁隸・隸圉などの後身で、やはり官の雜用に驅使される下屬身分＝官奴隸、という性格をもっており（官奴隸の總稱かその一部なのかは不明）、戰國期に政府機關が擴大したため、刑罰によって大量に生み出された。殘存秦簡の諸刑のなかでも城旦舂とならんで隸臣妾が壓倒的に多いのは、これら二つの刑の労働にたいする需要が多く、刑徒が多くこれらに配されるよう、刑が規定されていたからであるとする。

畢竟、著者による隸臣妾及びそれに體現される秦律の歴史的意義は次の如し。すなわち、「秦律では勞役刑が主流にはなっているが、なお肉刑を併科しており、そのほとんどが無期刑であると考えられる。そのうち隸臣妾は、とくに官の雜務に奉仕する奴隸の身分を生みだすのを目的としており、なお刑罰と奴隸とが未分化な状態にあったとみるべきであらう。このような過渡的な段階にあった秦律は漢初に受けつがれたが、文帝十三（前一六七）年の有名な改革によって、肉刑が廢止されるとともに、……無期刑から有期刑への轉換

も成しとげられ……、それによって、刑罰と奴隸とがはじめて完全に分離するようになったと考えられる」(一八四頁)と。

良賤身分制は漢代には未だ確立していない。それを妨げた要因とされる、特殊な身分としての七科誼・良家等の存在、これらに關して論じたのが第四・五章である。まず、七科誼に關し、誼の語はツミを意味し、奴婢にかぎらず、身分的に差別されるものが、當時一般人から罪あるものとしてみられていたことによるとし、次いで、漢代の七科の如きを徵發した誼戍・誼卒・誼民は、秦代から漢代の武帝以後に及んだが、七科誼そのものの起源は、雲夢秦簡によるに先秦まで溯り、そこでの自營農民¹¹戰士の共同體を基礎とする古代都市國家において、それを崩壊させる商人・贅婿その他の遊民から、成員權を奪つてこれを社會より排除したところに起因するとされ、次いで、それ故に漢代の七科誼はむしろ前代の遺制に屬し、「庶人タル農工商賈」の語が示す如く、商人の勢力伸張が原因となつて、庶人・庶民の觀念に變化がおこつてきていることとの關連から、この身分制は前漢代を経る間に消滅していくが、但し遺制らしきもの(特に商人身分に關して)は後代まで残るといふ。

一方、漢代の良家については、官吏・官女等の母體としての良家・良家子・良家女、及び民間通用の良家の語を逐一検討した結果、當該身分の範圍が七科誼・醫・巫・工・奴婢等を除いた庶人にあつたとされ、それをより富裕な家柄の人々をいうのだとする説を斥ける。

つづく第三篇「六朝隋唐の新身分」を構成する第六・七・八章は、篇題の如く隋唐身分制を直接的に意識した諸問題をとりあげ

魏晉南北朝時代にすでに良奴・良賤の身分制が確立するとみた著者が、新身分たる部曲・客女身分が成立する前提をみるために、魏晉南北朝時代のもろもろの隸屬關係を分析したのが第六章である。すなわち、人身賣買の諸形態、養子・雇傭・客・部曲等、著者によれば奴隸制に近い形態から農奴制に近い形態まで順を追つて分析され、その結果、從來からの奴隸とならんで、それとは異なるさまざまな私的隸屬關係の發展があつたことを、北周建德六(五七七)年十一月詔での如き、新しい部曲・客女身分が出現した前提であるとし、かつ「部曲・客女身分の階級的基礎がさしあたり奴隸と農奴との間にあること」(二七九頁)を指摘する。

第七章では、隋唐の官賤民雜戸・官戸の前身となる北朝雜戸制についてとりあげる。雜戸の語義に三段階の變化を認める故瀆口重國氏の説に對し、舊稿でかつて何點かの修正を迫つた著者は、その後の學界動向をもふまえ、とりわけ「最初に雜多な戸を意味し、のちに雜役の戸を意味するならば、そのような意味上の變化がどうして可能であつたか」¹²諸段階の間の關連を問題化させて、再論する。

まず、初期雜戸は、雜人・雜類・雜胡・雜種等と同じく、本族の族組織から離脱したり、他種族と雜居状態にあるにもかかわらず、あらためて北方系民族特有の部族の組織に編成されているものを指すが、瀆口氏の説のように、雜の原義に近い單にさまざまな種類の戸という意味で用いられる場合もあった。そして、「五胡十六國時代に漢地に入つた胡族諸國家は、漢人社會の傳統的體制である州郡制あるいは郡縣制とは別箇に、胡族諸種族の部族組織を溫存して各地に駐屯させるとともに、漢人らの被征服人口のなから管戸を設置して、軍營にたいして勞力・物資を提供させた」¹³から、その點、

「北魏においても、……州郡制としからざる支配との二元性が、營戸や各種雜戸の形で根づよく存続することになったのである」（二九〇（一頁）とされる。

すなわち、後進的な征服國家北魏は、當時の自然經濟の下で各種人口を職能別に掌握し、國家の必要とする各種勞役を直接的に充足させようとしたのであり、従つて官府にたいして服役する事實上の雜役の戸も北魏初めから存在したと考えられるが、それらをいつごろから雜戸と稱するようになったかは定かでない。北魏初期には「雜營戸」、中期には私養の雜戸を含む「乞養雜戸」がみとめられるものの、孝文帝時期、急速に進んだ皇帝の一元的な民衆支配體制の整備により、中頃以後雜戸を民間で私養することはなくなつて、その後は官府に服役するもののみが残つていき、伎作・屯・牧・樂・驛戸等、一般州郡民に属しないさまざまな種類の戸という意味において、遂に北魏のいつごろからか、官府に服役する戸を汎稱して雜戸とよぶようになったと考えられるという。

こうした彼らは、仕進を許されず一般庶民（平民、白民）から差別され低くみられたが、いづれかといえは良人であつて、當時北朝では賤人としては奴婢しかなかったのであり、上級賤民を含んだ賤人という觀念は、未だ成立していなかった。雜戸が多く縁坐配没によつて補充され、その故に一層の身分低下を想定しうる東西魏分裂以後にあつても、右の事情に變化があつたか、そのことを示す史料はない。かくして、北周の建德六（五七七）年八月、同年一連の奴婢解放を行つた措置の一環として、北朝の雜戸はいったん全廢されるにいたるが、著者によれば、北朝の雜戸は、北朝特有の條件の下に成立していた身分であつて、東西魏分裂後の縁坐配没による雜

戸補充も、北朝前期に雜戸を生み出した條件が變化した結果であり、さらに北朝特有の條件の總體が變化した結果こそが、かかる身分そのものの消滅を運命づけた。したがつて、ここであつた全廢止された雜戸が、隋代に番戸の名で復活し、それが唐代に繼承されて官戸ともよばれ、さらにその後官戸の上にまた雜戸とよばれる身分が加えられた經過は、もはや單に北朝雜戸の遺制をついでいるという方が正しいかもしれないとされるのである。

隋唐については、濱口重國「唐王朝の賤人制度」の名著があるので、行論の對象範圍を先秦から魏晉南北朝までに限つた本書の中で、唯一隋唐身分制の問題そのものをとりあげたのが、「隋唐の部曲・客女身分をめぐる諸問題」と題する第八章である。

まず、部曲・客女身分の確立過程に關連して、現存史料では北周建德六年詔ではじめて出現する當該身分が、唐律疏議に規定されるような賤身分としていつ現われたかを問い、おそらく隋煬帝の時から、完全に良民と區別される賤身分になつたことは疑いないとし、さらに、唐永徽以後、賤としての部曲の位置に變動があつたことを示すペリオ漢文書三六〇八號について、修正文を垂拱の改定條文ではないかと指摘するとともに、武則天以後の良民の分解・沒落が契機となつてこの修正がなされた結果、唐初に比べて部曲が重視されるようになったことは否めないものの、石尾芳久氏や私のように、部曲の保護や解放に重點が移つたとまで言うのは言いすぎだとされる。

次いで、部曲・客女身分を唐代社會のなかにいかに位置づけるかの點では、「自營の生産者によるいわゆる小經營生産様式が普遍的な現實社會」に基礎をもとめる唐王朝にあつて、とくに武則天以

後、雇傭・小作關係へと没落した良民の一部が部曲・客女もしくはそれと同等の身分として扱われたことを推測させる一方、均田制的支配體制あるいは唐朝的支配理念と結びついた律令は、部曲・客女を賤民・家僕と規定して、その他の隸屬關係や土地所有關係を認めていなかったのであるが、しかるに「唯不得盡頭驅使」規定の存在によって一定の時間と労働の餘暇をもつことから、現實にはかれらが自己の私有地をもつなり、主家の土地を借り受けるなりして耕作する餘地があったとし、さらには、そうした餘地の存在自體、均田制と異なる生産關係（雇傭制・小作制・農奴制等）を發展させる條件が存在したことを示すとし、したがって律令に具現される唐朝の支配體制が崩壞した後には、その發展が顯著になると同時に、反面部曲・客女身分は消滅にむかうとするのである。

(3)

本書の論點は甚だ多岐にわたっており、それらをできるだけ誤りなく理解し紹介しようと努めた結果、残された紙幅はもはや多くはない。以下では、本書を読みながら疑問に思った二、三の點について述べるにとどめたい。

第一に、分析上の概念に關わることであるが、著者によれば身分とは、「近代以前の諸國家に共通するところであろうが、國家の支配體制のなかにおいて、法によって設定され規定されて固定した社會的地位を指す」とする。國家（的）身分が史實であり、従ってそれが分析上有効であることは疑いないのではあるけれども、そうした身分以外の身分を想定しなくて済むものなのであろうか。また、この點は全く私自身の問題でもあるのだが、身分とは何よりもまず

前近代における人間の存在様式などではあるまいか。上からの國家の規制というモメントは常に無視しえないとしても、諸身分が諸身分として生まれ存立しつづける現實的根據が何であるかを考えようとした場合、そうした諸身分のそれぞれが日々生産し生活する場としての、なにがしか「身分共同體」といったごときものを考えてみる必要があると思われる。

第二に、漢代では、良人・良民とよぶような一元化された民の身分は成立していなかった。それが妨げられた要因を、著者は、官となる資格を剝奪されるかたちで商人はじめ七科隨の身分が庶人の下層に存在し、官・庶の間の流動性が不徹底であったことにもとめてゐる。しかるにその後、各王朝の動搖期や崩壞＝草創期等を中心に個別事例としてはそうしたことが往々ありえたとしても、體制上の基本政策のレビューで、漢代以上に官・庶の間の流動性が徹底したということができるのであろうか。少なくとも、商工業者に關しては、官・庶の間の流動性を認めないことが、むしろ中國古代國家に一貫する一般的特徴であったのではないだろうか。

第三に、部曲・客女身分成立の前提として六朝期隸屬民の諸形態を論じた第六章において、著者は、「部曲・客女身分の階級的基礎がさしあたり奴隸と農奴との間にあり」、「隋唐時代の部曲・客女が農奴であるとか、奴隸的範疇に属すとかいう單純な二者擇一的議論にも、反省の餘地があるのではないか」とするが、その意味するところは必ずしも分明でない。所説のごとく、魏晉南北朝時代に、從來からの奴隸と並んで、それ以外の奴隸制に近い形態から農奴制に近い形態まで含むさまざまな私的隸屬關係が生まれたとしても、そうした社會的現實が存在するということが、それが直接に國家の

身分政策に反映・具現されるか否かということは別箇の問題であらう。およそ単一のウクラードのみからなりたつてはいない現實社會において、しかもなお特定のウクラードに基礎を置く國家權力は、自らの國家支配に適合的な身分制を敷いて社會全體を一つにまとめあげようとするのであらうが、そうした觀點からみて、まさしく國家的身分そのものである部曲・客女を、當時の國家がどのような性格に存在において許容しうるものと觀念していたのか、すなわち奴隸的鑄型としてか農奴的鑄型としてか、といった問題にはかならないのではなからうか。

第四に、著者は、唐朝段階において「自營の生産者によるいわゆる小經營生産様式が普遍的な現實社會」の存在をみとめるが、武則天以後、そのような自營の生産者が没落して雇傭關係や小作關係を發展させ、さらに唐朝の支配體制が崩壊した後は、雇傭制・小作制・農奴制等、均田制と異なる生産關係の發展が顯著になると見通す。そのように唐代の農民がもはや普遍的に小經營（私的占有以上であるはず）による自營の生産者であったとすれば、それが分解・没落して身分的地位を低下させつつ、『唐宋開變革新期』をはさんで再び小經營たる農奴へと轉成する過程は、社會一般の勞働力進化および所有形態の觀點からみて、必ずしも質的發展を認めることにはならないようになると思うが、いかがであらう。

註

(1) 『前近代アジアの法と社會——仁井田陞博士追悼論文集第一卷』勁草書房、堀著『均田制の研究』岩波書店、一九七五年の第七章に改稿收載。

(2) 同右。
(3) 同右。

一九八七年八月 東京 汲古書院
A5判 三七四頁 六五〇〇圓